

2017年4月21日

台風被害に係る 《災害救援ローン》・《災害救援住宅ローン》のお取扱期間延長について

台風10号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
被災された皆様におかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、東北労働金庫（本店 仙台市 理事長 影山 道幸）では、被害を受けられた皆様への復興支援策として、特別金利の「災害救援ローン」「災害救援住宅ローン」をお取り扱いしております。
このたび、お取扱期間を延長いたしますので、ご案内させていただきます。

記

1. お取扱期間の変更

- (1) 「災害救援ローン」お取扱期間を、2016年9月1日（木）から2018年3月末日までに申込受付、2018年5月末日までの実行分に変更いたします。
- (2) 「災害救援住宅ローン」お取扱期間を、2016年9月1日（木）から2018年3月末日までに申込受付、2019年3月末日までの実行分に変更いたします。

商品の概要

※2017年4月1日現在

	災害救援ローン(無担保)	災害救援住宅ローン(不動産担保)
融資対象者	当金庫会員に所属されている方並びに当金庫管内に居住する勤労者の方	
融資限度額	500万円以内	5,000万円以内
融資金利	固定金利10年以内 ①□団体会員の方 年1.200% ②□①以外の方 年1.600% ※保証料は当庫負担。	固定金利選択型3年 年0.700% 固定金利選択型5年 年0.900% 固定金利選択型10年 年0.950% 全期間固定金利型 年1.400% ※保証料は別途必要になります。 (団体会員の方は、不要です)
返済期間	10年以内	固定金利選択型3年 固定金利選択型5年 40年以内 固定金利選択型10年 全期間固定金利型 35年以内
用途	・自宅の改修費用、自動車、日用品の買い替え費用など災害復旧に伴う生活全般の資金	・自宅の新築改修費用など災害復旧に伴う住宅関連資金
担保	不要	必要
保証	保証協会の保証	保証協会の保証
確認書類	罹災証明、被災証明、損壊箇所の写真など被害を確認できる書類の何れか。	市町村等発行の罹災証明書 ※半壊以上について対象となります。
お取扱期間	2016年9月1日（木）から2018年3月末日までに申込受付、2018年5月末日までの実行分。	2016年9月1日（木）から2018年3月末日までに申込受付、2019年3月末日までの実行分。

※ 詳細につきましては、お気軽に窓口までご相談下さい。